

品川区立学校 運動部活動の在り方に関する方針

平成 30 年 8 月改定

品川区教育委員会

本方針策定の趣旨等

- 本方針は、義務教育である中学校・義務教育学校（後期課程）段階の運動部活動を主な対象とし、児童・生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、児童・生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
- ・ 児童・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- ・ 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

- 品川区教育委員会は、本方針に基づく学校の運動部活動の改善状況について、定期的にフォローアップを行う。

1 適切な運営のための体制整備

（１）運動部活動の方針の策定等

ア 校長は、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」「東京都教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針」および本方針に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。

運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日および参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画および活動実績（活動日時・場所、休養日および大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、上記アの活動方針および活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

ウ 品川区教育委員会は、上記アに関し、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡潔で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、児童・生徒や教師の数、部活動指導員¹の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、児童・生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。

イ 品川区教育委員会は、各学校の児童・生徒や教師の数、校務分担の実態等を踏まえ、準備の整った学校に対して、必要に応じて部活動指導員¹等を配置し、支援する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、児童・生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、児童・生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや児童・生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）に関する規定を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修²を行う。

ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画および活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、児童・生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 品川区教育委員会は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

1 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

2 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成29年3月14日付け28ス庁第704号）」において、部活動指導員を制度化した概要、留意事項として部活動指導員の職務、規則等の整備、任用、研修、児童・生徒の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、児童・生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されている。

カ 品川区教育委員会および校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」および「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日 付け 29 文科初第 1437 号）」³「学校働き方改革『しながわ働き方ルネサンス』の実施について（平成 29 年 9 月 5 日 付け 品教指発第 577 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

（1）適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、児童・生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）および体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、例えば、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動を原則として行わないようにする等、適切に対応する。品川区教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、児童・生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、児童・生徒とコミュニケーションを十分に図り、児童・生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

- 3 当該通知において、「部活動や放課後から夜間などにおける見回り等，「超勤 4 項目」以外の業務については，校長は，時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ，早朝や夜間等，通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合，服務監督権者は，正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底すること。」等について示されている。

(2) 運動部活動用指導手引の活用

- ア 運動部顧問は、運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のために、中央競技団体⁴が作成した指導手引を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

- ア 運動部活動における休養日および活動時間については、成長期にある児童・生徒が、運動、食事、休養および睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究⁵も踏まえ、以下を基準とする。

【休養日】

- ◆ 学期中は、週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも 1 日、週休日は少なくとも 1 日を休養日とする。大会等により、土日のどちらも休養日が確保できなかった場合は、翌週の平日に振り替える。)
- ◆ 長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いを行う。また、児童・生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

【活動時間】

- ◆ 1 日の活動時間は、長くとも学期中の平日では 2 時間程度、週休日（祝日等を含む）および長期休業中は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- イ 校長は、1(1)に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、品川区教育委員会が策定した方針に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

4 スポーツ競技の国内統括団体

- 5 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成 29 年 12 月 18 日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも 1 週間に 1～2 日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16 時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

ウ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、品川区共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

4 児童・生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

（1）児童・生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア 校長は、児童・生徒の 1 週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に中学生女子の約 2 割が 60 分未満であること⁶、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である⁷中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて児童・生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、児童・生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する。具体的な例としては、より多くの児童・生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、児童・生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

イ 品川区教育委員会では、単一の学校において特定の運動部および文化部を設けることができない場合には、児童・生徒の活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の児童・生徒が拠点校の部活動に参加することができる、連携部活動および合同部活動を推進していく。

-
- 6 スポーツ庁「平成 29 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成 30 年 2 月公表）では、保健体育の授業を除く 1 週間の総運動時間が 60 分未満である中学校 2 年生女子の割合は 19.4%で、このうち、0 分の割合は 13.6%であった。

品川区においては、1 週間の総運動時間が 60 分未満である中学校（義務教育学校後期課程）の女子の割合は 23.4%で、このうち、0 分の割合は 15.8%であった。

- 7 スポーツ庁「平成 29 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成 30 年 2 月公表）では、運動部や地域のスポーツクラブに所属していない、又は、文化部に所属していると答えた中学校 2 年生が運動部活動に参加する条件は、「好きな、興味のある運動やスポーツを行うことができる（男子 42.9%・女子 59.1%）」、「友達と楽しめる（男子 42.7%・女子 60.4%）」、「自分のペースで行うことができる（男子 44.4%・女子 53.8%）」が上位であった。

品川区における同質問への回答の数値は、「好きな、興味のある運動やスポーツを行うことができる（男子 44.5%・女子 65.9%）」、「友達と楽しめる（男子 40.9%・女子 61%）」、「自分のペースで行うことができる（男子 33.6%・女子 48.1%）」が上位であった。

（２）地域との連携等

ア 品川区教育委員会および校長は、児童・生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

イ 品川区教育委員会および校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 品川区教育委員会は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等が開催される様々な大会・試合に参加することが、児童・生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会数の上限を必要に応じて制限する。

イ 校長は、東京都中学校体育連盟及び品川区教育委員会が定める上記アの目安等を踏まえ、児童・生徒の教育上の意義や、児童・生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。